

## 議案第187号

さいたま市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例及びさいたま市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例及びさいたま市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年11月26日提出

さいたま市長 清水勇人

さいたま市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例及びさいたま市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

(さいたま市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第1条 さいたま市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年さいたま市条例第64号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(健康管理)</p> <p>第34条 [略]</p> <p>2 前項の指定児童発達支援事業者は、同項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる<u>健康診断又は健康診査</u>（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該<u>健康診断等</u>がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、指定児童発達支援事業者は、それぞれ同表の左欄に掲げる<u>健康診断</u>の結果を把握し</p>	<p>(健康管理)</p> <p>第34条 [略]</p> <p>2 前項の指定児童発達支援事業者は、同項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる<u>健康診断</u>が行われた場合であって、当該<u>健康診断</u>がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、指定児童発達支援事業者は、それぞれ同表の左欄に掲げる<u>健康診断</u>の結果を把握し</p>

<p>られるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行ないができる。この場合において、指定児童発達支援事業者は、それぞれ同表の左欄に掲げる<u>健康診断等</u>の結果を把握しなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">[略]</td><td style="width: 50%;">[略]</td></tr> <tr> <td>障害児が通学する学校における健康診断</td><td>[略]</td></tr> <tr> <td>乳児又は幼児に対する健康診査</td><td>通所する障害児に対する通所開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断</td></tr> </table> <p>3 [略]</p>	[略]	[略]	障害児が通学する学校における健康診断	[略]	乳児又は幼児に対する健康診査	通所する障害児に対する通所開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断	<p>なければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">[略]</td><td style="width: 50%;">[略]</td></tr> <tr> <td>障害児が通学する学校における健康診断</td><td>[略]</td></tr> </table> <p>3 [略]</p>	[略]	[略]	障害児が通学する学校における健康診断	[略]
[略]	[略]										
障害児が通学する学校における健康診断	[略]										
乳児又は幼児に対する健康診査	通所する障害児に対する通所開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断										
[略]	[略]										
障害児が通学する学校における健康診断	[略]										

(さいたま市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第2条 さいたま市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年さいたま市条例第65号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(設備)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第1項の居室の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 前2号の規定にかかわらず、乳児又は幼児（<u>第29条第2項の表及び第53条第1項第2号</u>において「乳幼児」という。）のみの一の居室の定員は6人以下とし、1人当たりの床面積は3.3平方メートル以上とすること。</p> <p>(4) [略]</p> <p>4・5 [略]</p> <p>(健康管理)</p> <p>第29条 [略]</p>	<p>(設備)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第1項の居室の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 前2号の規定にかかわらず、乳児又は幼児（<u>第53条第1項第2号</u>において「乳幼児」という。）のみの一の居室の定員は6人以下とし、1人当たりの床面積は3.3平方メートル以上とすること。</p> <p>(4) [略]</p> <p>4・5 [略]</p> <p>(健康管理)</p> <p>第29条 [略]</p>

2 指定福祉型障害児入所施設は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健  
康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をい  
う。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であつて、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、指定福祉型障害児入所施設は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。

[略]	[略]
障害児が通学する学校における健康診断	乳幼児に対する健康診査

3 [略]

(虐待等の禁止)

第43条 指定福祉型障害児入所施設の従業者は、障害児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

2 [略]

2 指定福祉型障害児入所施設は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断が行  
われた場合であつて、当該健康診断がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当す  
ると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、指定福祉型障害児入所施設は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければなら  
ない。

[略]	[略]
障害児が通学する学校における健康診断	乳幼児に対する健康診査

3 [略]

(虐待等の禁止)

第43条 指定福祉型障害児入所施設の従業者は、障害児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

2 [略]

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。